

令和6年（2024年）3月

平塚市議会定例会追加議案

議 案 目 次

	ページ
議案第36号 平塚市一般職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	1

平塚市一般職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

平塚市一般職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和35年条例第23号）の一部を次のように改正する。

第1条中「。以下「条例」という。」を削る。

第2条中第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 災害応急作業等手当

第25条を次のように改める。

(災害応急作業等手当)

第25条 災害応急作業等手当は、職員が次に掲げる作業又は業務に従事したときに支給する。

(1) 異常な自然現象により重大な災害が発生し、若しくは発生するおそれがある次に掲げる現場において行う巡回監視又は当該現場における重大な災害の発生した箇所若しくは発生するおそれの著しい箇所で行う応急作業若しくは応急作業のための災害状況の調査

ア 河川の堤防等

イ 道路法（昭和27年法律第180号）第46条第1項（第2号を除く。）の規定に基づき通行が禁止されている区間内の道路又はその周辺

(2) 異常な自然現象又は大規模な事故により重大な災害が発生した箇所又はその周辺において行う災害対応に係る業務で心身に著しい負担を与えると市長が認めるもの

2 前項の手当の額は、日額1,080円を超えない範囲内において規則で定める。

3 前2項の場合において、作業又は業務が著しく危険な区域で行われたときその他市長が認めるときには、前項に規定する手当の額は、当該額にその100分の100を超えない範囲内で規則で定める割合に相当する額を加算した額とする。

第40条第1項中「地方公務員法」の次に「（昭和25年法律第261号）」を加え、同条に次の2項を加える。

5 職員が災害応急作業等手当が支給される作業又は業務に従事した場合において、同じ日に当該職員が深夜業務手当が支給される業務に従事したときは、これらの手当のうち、いずれか多い額の手当を支給する。

6 前各項の規定による手当の支給の特例に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の平塚市一般職員の特殊勤務手当に関する条例（以下「新条例」という。）第25条及び第40条の規定は、令和6年1月1日以後に新条例第25条第1項各号に掲げる作業又は業務に従事した職員から適用する。

令和6年3月4日提出

平塚市長 落 合 克 宏

